

○議長（石橋英和君） 順番3、22番 中本正人君。

〔22番（中本正人君）登壇〕

○22番（中本正人君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、介護保険となごやかベンチ事業の2項目について、お伺いしたいと思います。

1項目めとしまして、介護保険について質問させていただきます。高齢化による社会保障費の自然増は、毎年1兆円と言われております。介護保険費の総費用は8兆円を突破し、制度開始時の2.3倍になっております。厳しい保険財政を改善するため、厚生労働省は9月に要支援向けの予防給付を全廃し、2015年から3年かけて、市町村の地域改善事業に移す案を社会保障審議会に示しましたが、市町村から、また介護に携わる人たちから、ボランティアが育っていない地域が多い、サービスの低下のおそれが強い、地域によっては必要な支援が受けられなくなるなどの声に配慮し、要支援向けサービス費用の6割を占める、通所介護と訪問介護の2事業を市町村事業に移管という案を社会保障審議会に示したということです。

国民として、また市民として、私たちは介護保険料を納めているのです。なのに、高齢者社会で保険財政が厳しいということで、要支援の介護サービス2事業を市町村に移管するということは、国民の一人としまして、また市民の代表である私たち市議会議員として、理解できないということです。来年の通常国会で関連の法改正をめざす方針ですが、当局は、市町村に移管するというこの案に対して、どのように考えているのか、どのように受けとめているのかをお伺いしたいと思います。

2項目めとしまして、なごやかベンチ事業についてお伺いたします。この事業は、市内の公園に寄附で設置したベンチに、寄附者のメッセージと名前を記したプレートを取り付ける事業です。公園を利用する個人、団体、企業から寄附を募り、企業の社会貢献の一環や、結婚、出産、退職など、人生の記念や思い出に寄附される事業であります。当局のお考えをお伺いしたいと思います。

以上2項目について明快な答弁を求めまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君） 22番 中本正人君の質問項目1、介護保険に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（栢谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（栢谷俊介君） ご質問の介護保険についてお答えします。

議員ご承知のとおり、国は厳しい介護保険財政を改善するため、当初、要支援者に対する予防給付を全廃し、2015年度から3年をかけて市町村の地域支援事業に移す案を社会保障審議会介護保険部会に示していました。

この案は、市町村の裁量でサービスの種類・価格などを決められ、ボランティアやNPOにも担い手となってもらうことでコストを下げるということを考えていましたが、地域によっては必要な支援が受けられなくなる、支援の質が下がる、ボランティアが育っていない地域も多いなどの批判が相次いだ中、厚生労働省は、要支援者向けの介護サービスを市町村事業に全面的に移す改革方針を転換しました。

具体的には、直近の新聞報道によると、通所介護や訪問介護の2事業のみを市町村事業

に移し、訪問看護、通所・訪問リハビリ、入浴介護など、専門的な技能が求められるサービスについては予防給付に残すというもので、年内に制度改正案を取りまとめ、来年の通常国会に改正法案を提出する予定ということです。

ご質問は、市町村へ移管されることについて、どう受けとめているかとのことですが、法案の制定は来年の通常国会で、とのことであり、具体的・詳細な情報が不足しているのが現状ですので、業務量及び市の負担金の増加と今後の要支援1・2の方々へのサービス提供の仕方について苦慮しており、詳細な情報を収集しているところです。

国に対しては、過日、豊中市で開催された第120回近畿市長会で、介護保険制度の長期的、安定的円滑な運営のための支援の要望を議決し、その後、全国市長会でも同様の議決を行い要望をしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君、再質問ありますか。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）それでは、再質問させていただきます。

まず、はじめにお聞きしたいことは、この介護認定の調査というのは何年に1回というんですか、そういうのをやっているのか、ということがまず一点。そして、調査の内容というのは、どういう調査をしているのか。そして、本市の調査員は何名いてるのかという、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）認定の調査についてのおただしでございしますが、認定につきましては、原則、新規申請の場合は6カ月、設定可能な有効期間として、特別な場合に3カ月から12カ月ということでございます。

それから、更新の場合はいろいろございまして、前回要支援、今回も要支援という場合は、原則、認定の有効期間が12カ月、設定可能な認定有効期間は3カ月から12カ月ということでございます。要介護から要介護の場合も12カ月。同じです。違うのが、要支援から要介護の場合が6カ月、それから、要介護から要支援の場合も6カ月。その場合、どちらも認定可能な有効期間が3カ月から12カ月ということになっております。

それから、内容でございますが、認定のために認定調査員がお宅を訪問させていただきまして、必要な項目、種々ありますが、例えば、その方の現在の健康状況とか、その方の、例えば認知症の認知度合いとか、それから足腰の状況とかを全部勘案しまして、一時認定ということでコンピュータへ入力しまして、その認定が出たものをもって広域で行っております認定審査会にかけて、認定結果が出ます。

それから、認定調査員でございますが、現在は、橋本市では嘱託で6名の認定調査員を雇用しております。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ありがとうございます。ただ今お聞きしまして、更新については1年に1回ということで理解していいんですよね。というのは、私、そういうふうにお聞きしまして、1年に1回の調査で、訪問で、認定者の日常生活はわかるのかなということ、を、まず感じました。

現在、本市では認定者が約4,200人くらいでしたかね。認定者は。それで、本市の調査員は6名ということもお聞きしました。それで簡単に割りますと、一人当たり約700人を受け持つということになっておりますよね。一応、数字の上では。しかし、現実には4,200人おる中

でも、サービスを受けている認定者というのは約6割ぐらいだと私は聞いております。それでも、一人当たり400人前後の認定者を受け持つということだと思ふんですね。

そこで、私は思うんですけども、調査員がこの数で足りているのかな、間に合っているのかなということです。私自身は、この6名で、調査員としては少ないのではないのかなと思います。そして、私はいつも比較するのが紀の川市です。紀の川市と本市とは、ほぼ人口的には同じような人数だと思ふんですけどね。もう当局も知っているとは思いますが、紀の川市は9名いますよ。そして本市は6名と。その6名で間に合っていればそれはいいんですけども、私は少ないなと感じるんです。

そこでお伺いしたいんですけども、本市として、この調査員を増員するというお考えはありませんか。ひとつお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）認定調査員を増員する気持ちはないかとおたがいでございますが、まず、1年に1回でわかるのかということでございますが、先ほど申しましたように、更新ということもございまして、極度の変更があった場合につきましては、更新の申請もできます。ということで、その場合は、また認定調査員がまいりまして、調査をしまして変更認定をさせていただきます。

それから、認定者の数でございますが、現在は、24年度末で認定件数が4,151件でございます。それから、先ほど言われましたように、この件数でやっていけるのかということでございますが、先ほど言いましたように、認定件数が4,151件で認定調査員が6名ということでございますので、単純に割りますと、認定件数が一人当たり692件ということになります。認定調査に関しましては、施設に入所

されている方や訪問に時間のかかる遠方に住んでいる方を中心として、外部委託をしております。市内在宅の方でも、更新申請のうち、介護度が安定している方については、いくつか事業所に委託しております。平成24年度で外部委託はトータルで約27%、約1,100件を委託しております。

ということで、実際に市の認定調査員が認定調査を行っている件数は約3,000件でございます。一人当たり年間約500件ということになります。紀の川市と比較しますと、紀の川市は認定件数が約4,889件、24年度で、委託が691件ございますので、単純に9人で割りますと、約年間466件でございます。こういう状況を見ますと、本市で6名で十分やっつけられると考えております。

認定件数が激増ということもございまして、そういう場合は委託増ということも有り得ようとは思いますが、現在では現状でやっつけられると考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）現在の答弁聞かせていただいて、現状でやっていけるのであれば、それで私は何も言う必要もありませんけども、というのは、私、ちょっと紹介させていただきましても、何年前かちょっと定かではないんですけども、私の友達のお母さんが、介護から要支援に変わって大変困っているということを知りました。そのお母さんは一人住まいで、足がちょっと不自由でありましてね。不自由って、足がちょっと都合悪くて、歩くのも精いっぱいという中で、そういう中でご年配の方は、もし年に一度の調査で調査員が来てくれるとなれば、もちろんお家の中で座って待っていてくれますわね。そこで質問等を受けても、ご年配の方というのは、その場で質問されると何でもできるというふうに勘

違いされる方も多いと、私もそれも聞いております。

しかし、実際、そのお母さんは、家の中では四つんばいになって移動しているような状態なのに、座っていれば調査員の人はわからないですよ。どこが悪いかというのぐらいは、その調査員もわかって行ってると思うんですけども、それなのに、なぜ介護1から要支援に移ったのかなという事で困っていることをお聞きしたので、私、聞きに行かさせていただきました。現状を把握してくれていますかと。それで、できたらもう一度再調査してほしいとお願いして、それで再調査いただきました。その結果、もとの介護1に戻していただきました。しかし、これも、私、言っておきますけども、私は決して無理をお願いしたんじゃないですよ。再調査してもらった結果、戻していただいたということです。

ですから、私の言いたいのは、高齢者の認定者で一人住まいのお方に対しては、より一層、やっぱり細かい配慮というのをしてあげてほしいなということのを要望したいということをお聞きしたいと思っております。

ところで、私が今一番聞きたいことは、この介護保険についてお伺いするんですけども、先ほども言いましたように、この9月に要支援向けの給付サービスを全廃。しかし、市町村から、また介護に携わる人からの話があって、2事業になったということをお聞きしたんですけども、その中で、私が一番はじめに思ったのは、この予防給付を全廃ということについて私、新聞等で見ました。そのとき、何でこんなことをするんだろうなど。国でできないものがどうして地方にできるのかということ、本市の動きというんですか、失礼ですけども、どういうふうにするのかなというふうに、私、見ておりました。しかし、私の目に

は、何らかの動きも私自身には見えてこないということの中から、今回の質問に至ったというわけなんですけども、先ほどの答弁の中で、近畿市長会、また全国市長会で要望させていただいたということをお聞きしたので、そこでお聞きしたいのは、どのような要望書の内容を要望したのかということについて、ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）近畿市長会、全国市長会の要望内容についてのおたがひでございますが、まず、近畿市長会及び全国市長会では、「介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって市町村の財政が過重とならないよう、必要な財政措置を講じるとともに、介護保険制度の円滑な運営について必要な支援を図ること」という内容の要望を出しております。その上に全国市長会では重点提言といたしまして、「予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備の状況が異なる状況等を踏まえ、結論を得ること。その際、介護予防サービスを受けている要支援者が継続して同様のサービスを受けられること。地域の実情に応じて安定的に事業実施できるよう、適切な支援と十分な財政措置を講じること。利用者に混乱が生じないよう、十分な準備期間の設定と周知広報を行うことについて十分配慮すること」という提言をいたしております。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）当然の要望ですわね、それはね。ですから、実際、もしこれ、来年の通常国会で一応可決されるだろうと私は思いますが、もし仮に、これが本市に移管

されるとしたとき、私が一番心配するのは、先ほどの1回目の答弁でもあったかな、仕事量の増加とか市の負担金の増というの、これももちろんと思いますけども、私が一番心配するのは、この移管によって、要支援の皆さんがサービスを受けられるのかなど。今まで1割で済んでいたものが、仮に2割、3割となったときに、果たして要支援の方が受けられるのか。受けられなくなると私は思います。そして、要支援の方が受けられなくなるとなれば、今度は、逆に言えば、介護になる人が多くなるのではないのかなということ、私はそれを一番心配いたします。実際、これが各市町村に移管されて、これまでどおりのサービスができるでしょうか。私は、それはないと思うんです。どんどんサービスをやりますと言ってもらえれば、それで私もこの話はもうやめますけど。そういうことはないと思います。

そこで、もういっぺん、私、お聞きしたいのは、この2事業が移管されることによって、どのような問題点があると本市は考えているのか、どのような問題、どのような苦慮しているのかなど、もしあれば、なければいいですよ。あればお教え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）この介護保険制度が変わることについて、市で問題点とされていることというおただしでございますが、国のほうでは制度がまだはっきりしてないんですけども、今、私どもが心配していることは、まず、議員がおっしゃられたように、要支援から要介護になってしまう方が増えるのではないかと、こういう心配はしております。今まで私どもは、要介護にならないように、また、病院のお世話にならないで元気に過ごせるようにということで、いろんな取り組み

をしてきたんですが、そのことが報われないような状況になるのではないかとという心配です。

もう一点は、介護認定の変更申請が今後増えるのではないかと。要支援の状況から要介護の状況に変更したいと思われる方が増えると思いますので、それに対応していくと、私どもはきっちりした認定をさせていただくんですけども、そういうふうな思いの方が増えると思いますので、業務量が増えるのではないかとこのふうなことは思っております。

それから、もう一点、本市では訪問介護、ホームヘルプですね。それと通所介護、デイサービスで、この2点が外れるわけですが、介護給付全体でほしい53億円出ております。そのうちの要支援給付が約2億6,000万円、今回外れる分、今言いましたような2点につきまして外れるんですが、この分が1億2,000万円ございます。このあたりの給付に絡んで、市の負担が今後どうなるようになっていくのか。ものすごい心配があるんですけども、とにかく法案の詳細がまだわかりませんので、できるだけ早く情報を入手しまして、的確な対応に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）今、部長がおっしゃられたとおりだと、私はそう思います。その心配というのは私も一緒です。これも一応、まだこれは決定していませんけども、しかし、これはほとんど誰が考えてでも、可決されるでしょうと、私はそう思って質問させていただいておりますけども、しかし、私が言いたいのは、これ、決まってからではもう遅いんですよ。私の言いたいことは。その前に、何か本市としてすることないのかなど。難しい問題だと私も思いますよ、もちろん。そのためにも、和歌山県でありましたら県下の市町

村が一丸となって、そして県議会で、そしてまた、県選出の国会議員に対して、こういう話をさせていただいて、もとの予防給付に戻るよう努力してほしい。

でなければ、今のままでいてまして、我々議員としましても、市民の代表である議員として、何でもこういう問題に対して要望してくれなかったのかと言われたときに、私たちも言い返す言葉がない。そういう意味で、私はこの市議会の議員各位を代表して、今回言わせていただいているという気持ちで、私、きょうはおるんですけども、そういうことで、今言わせてもらったように、やっぱり国会議員の方にも、ぜひともこういう本市の気持ちを切に強く要望して行って、話していただく場を持ってほしいということをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）国会議員とか県会議員の方に動いてもらって良い方向へというおただしでございますけども、国会議員とか県会議員の皆さんが動いていただくことによりまして、市にとって良い方向への改正となれば大変ありがたいことなんでございますが、そのために私どもも極力動けるところは動きたいと思いますが、市会議員の皆さんにもお力添えをいただけたらありがたいなと思っております。

それだけじゃなしに、橋本市は、全国市長会、近畿市長会等の会員でございますので、そこらとも連携を密にして、国へ働きかけを継続していけたらなと思っております。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）もちろん、私たち市議会としても、先ほど言いましたように、県下の市町村とかが一丸となってということは、自治体とイコール市議会も一緒だということ私は申し上げておったつもりでおるんです

よ。ですから、この件に関して、精いっぱい努力をして、それでもなおかつだめな場合というのはおかしいですけども、仕方ないとしても、精いっぱい努力をしてほしいということをおは申し上げたいということなんです。

ということで、今、おっしゃっていただいたように精いっぱい努力をして、頑張っていたきたい、強く要望してほしいということをお願い申しまして、この件は終わりたいと思います。

○議長（石橋英和君）この際、22番 中本正人君の質問項目2、なごやかベンチ事業の質問に対する答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

22番 中本正人君の質問項目2、なごやかベンチ事業の質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）なごやかベンチ事業についてお答えします。

なごやかベンチ事業は名古屋市の例を挙げますと、皆で公園を魅力的にしていくため、市民や企業の皆さまから温かいメッセージとご寄附を頂戴して、公園に新しいベンチを設置する事業です。

寄附者にとっては、思い出づくりや社会に向けての感謝の表現、社会貢献を実現できることなど、一方、行政にとっては、ご寄附により公園整備が促進されることとなる事業であると認識しています。海外や国内の大都市の公園などでは、既に実施されていると聞い

ています。

本市におきましては、公園施設長寿命化計画を策定し、財政状況の許す範囲で、計画的にバリアフリー化や長寿命化のための維持保全を進めていますが、おただしのなごやかベンチ事業の着想や手法の活用ができないか、また、その運用等に関し、今後、調査・研究してまいりたいと考えています。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君、再質問ありますか。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ありがとうございます。今後、調査研究していきたいということです、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私、これをどうして紹介させてもらったのかといいますと、全国自治体の最新情報に目を通してありますと、この事業が目にとまりました。本当にいい事業だなというふうに感じました。といいますのも、やはりこれからの自治体として、どこの自治体も一緒ですけども、財政が厳しくなってくる自治体として、市民・企業が納得してご寄附いただいて、そして市からの支出なくしてやっつけける事業、こういう事業がこれからの自治体としてぜひとも必要であると思ひ、今回の質問になった、質問というよりも紹介になったというわけです。

私、9月議会でも質問させていただきました防犯灯のLED化。これも、やはり本市にとっても各区にとってもメリットの大きい事業ということで、これもやはりこれからの自治体において増えてくるんではないのかなと思ひます。

そういうことで、ただ今答弁いただきましたように、今後、研究していきたいということをお聞きしましたので、私もそれ以上言う必要はありませんが、これからも自治体とし

て、このような事業を進めていただきたい。

また、我々もこういう事業があれば提案させていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（石橋英和君）22番 中本正人君の一般質問は終わりました。